

「非営利組織会計制度における財務報告の 目的の変容と課題」

Issues in Financial Reporting for Nonprofit Organizations in Japan

古 市 雄一郎

1 はじめに

内閣府公益認定等委員会により、2024年12月に公表された公益法人会計基準においては、財務報告の目的として、「公益法人における財務報告は、その活動基盤となる資源提供者を念頭に置いた情報（資源提供者の意思決定に有用な情報、資源の受託者としての説明責任を果たすための情報）を提供することが主要な目的となる。」（内閣府公益認定等委員会〔2024〕par. 4）という点に加え、公益法人が税制上の優遇措置を得ていることに触れ、その財源が納税者による財務資源の付託であるために「広範な資源提供者のニーズを考慮した財務報告を行うことで、資源提供者以外の公益法人のステークホルダーの多様なニーズにも対応していくことにつながるものと考えられる。」内閣府公益認定等委員会〔2024〕par. 5）と指摘して財務情報の利用者として幅広いステークホルダーを想定する考えが示されている。

これまで、公益法人会計基準においては、その会計基準の目的について「公益法人の健全なる運営に資することを目的とする。」とされており、会計基準に期待される役割としては、資源提供者に対するアカウンタビリティの充足に加え、公益認定等委員会による公益認定や、各種指導の材料となる情報を提供することとの関連がしばしば指摘されてきた。このように今回の会計基準の改正は、これまでよりもより幅広い情報利用者を想定し、それらの情報利用者の情報ニーズを満たすことに重点が置かれている¹⁾。

また、2024年1月に公表された、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会報告書」においても「学校法人等の財務報告は、ステークホルダーの中でも特に在学者その他の利害関係人の情報のニーズを満たすほか、資源提供者等の意思決定に資する情報提供、そして、情報開示を通じて学校法人が社会への説明責任を果たす機能を有するものと考えられる。また、学校法人等が適正な財務情報を開示することで、基本的な財務規律の構築にも資するものである。」（学校法人会計基準の在り方に関する検討会〔2024〕P 8）とされているように、補助金の交付や学校法人の監督を行う行政に対する情報提供のための会計情報の作成という目的に加えて、公益法人の会計基準の

改正と同じように、資源提供者の意思決定に有用な情報と社会全体に対する説明責任を果たすという目的が会計基準に対して期待されるようになった。

公益法人会計基準や学校法人会計基準の改正を巡る議論において共通しているのは、従来の行政機関および組織の内部による適正な運営に資するための情報提供から資源提供者および社会全体に対する説明責任の履行のための会計情報の提供へと財務報告の目的が変化しているという点である。

上記の現状認識に立った場合、2つの論点に注目できる。1つめは、資源提供者への情報提供という言葉が特定のステークホルダーに対する情報提供と社会全体に対する情報提供という不特定の情報利用者の存在を想定する事が両立するのかという点である。2つ目に、そもそも行政による管理目的から潜在的なステークホルダーを含めた不特定多数の資源提供者やアカウンタビリティの観点から社会全体に対して情報提供を行うという財務報告の目的の変化が、我が国における非営利組織を取り巻く実態に合っているのかという点である。本稿においては、上記の2つの論点について、財務報告の目的と情報利用者、非営利組織の会計基準に期待されている役割および当事者の間で必要とされる情報ニーズという視点から検討を行う。

2 財務報告の目的と情報利用者

非営利組織会計の領域においては、企業会計方式の積極的な導入が主張されるようになって久しい。本稿においても企業会計領域において、どのように財務報告の目的が設定されているかについて考察を行い、その知見を基礎として非営利組織の会計制度における財務報告の目的について検討を行う。

A S B J が公表している財務会計の概念フレームワークにおいては、「財務報告の目的は、投資家の意思決定に資するディスクロージャー制度の一環として、投資のポジションとその成果を開示することである」とされている（A S B J [2006] 第1章 par 2）。また、I A S B の概念フレームワークにおいては、「財務報告の目的は、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な、報告企業についての財務情報を提供することである。」とされている（I A S B [2018] par1.2）。そして、意思決定を行う主要な利用者として潜在的な投資者、融資者及び他の債権者を主要な情報利用者とする一方で、それ以外の情報利用者も財務報告書を有用と考える場合があるが、それらの人々は、一般目的財務報告書の主たる対象ではないとしている（I A S B [2018] parBC1.9）。そのように、財務報告の対象として特定の主要な利用者のグループを設ける必要について I A S B [2018] においては、主要な情報利用者を定義しないと、概念フレームワークが曖昧になる恐れを指摘している（I A S B [2018] parBC1.14）。

このように我が国のGAAPにおいてもIFRSの枠組みにおいても、財務報告の目的を定義する中でその情報利用者を明確にすることで、会計基準が果たす役割が明確にされている。すなわち、主に証券市場における投資家や債権者といった資源提供者の意思決定に有用な情報を提供することを財務報告の目的としている。

一方で公益法人会計基準や学校法人会計基準の改正において挙げられる財務報告の目的について考えると、資源提供者に対する情報提供という特定の報告対象を挙げている一方で、社会全体に対する説明責任を果たすという目的設定が行われている。このように作成される会計情報の情報利用者の範囲を広く意識することは、IASB[2018]においても指摘されているように、会計基準が果たす役割やその基準について作成される情報が果たす役割を曖昧にしてしまう可能性がある。

学校法人や非営利組織に対して補助金や税制優遇という形で直接的あるいは間接的な形で行われる資金提供に対して、組織はその使用状況を開示する責任を負うのは自明である。一方で、社会全体は税負担等の形でその財源を負担はしているが、個別の資金提供に対して意思表示を行っている訳では無い。すなわち、各非営利組織に対して、資源提供を行う判断を行う責任は、監督官庁等の行政機関にあり、資源提供を受けた組織は直接的な資源提供者に対して説明責任を果たすための情報を作成することになり、資源提供者はその判断に必要な情報に対する強いニーズを有することになる。つまり、非営利組織→社会（納税者）という関係よりも非営利組織→資源提供者（監督者）という関係の方が、情報ニーズとその充足という関係が明確になるため、従来の非営利組織会計制度において機能してきた監督や指導目的に資する情報を提供するという財務報告の目的は、一定の役割を果たしてきたと言える²⁾。

この点で、公益法人会計基準の改正において指摘されているような資源提供者以外の多様なニーズに対応するという目的設定は、主たる情報利用者を明確にし、資源提供者の意思決定に有用な情報提供を目的としている企業会計のGAAPにおける財務報告の目的設定と異なる視点から行われているように思われる。

また、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会[2022]において、「設置学校の教育研究・社会連携等の活動が拡大すると、広くステークホルダーとの会話により公共性を維持し、業務執行機関のけん制を行うという構造（学校法人の現代的なガバナンス構造）が望まれてくる。」（大学設置・学校法人審議会学校法人分科会[2022]P3）とされている。このように学校法人のガバナンスに対して社会全体でけん制を行うような状況を想定すれば、情報開示を通じて学校法人が社会への説明責任を果たすための役割を会計基準が果たすという議論に通ずることになると思われる。問題は、現状において公益法人や学校法人といった非営利組織取り巻く環境がそのような状況となっているか、すなわち、情報利用者のニーズとそのニーズを充足しようとする非営

利組織側のインセンティブがステークホルダーとの関係で成り立っているのかという点にある。

次節において、情報利用者のニーズとそれを充足しようとする情報提供側のインセンティブが会計基準の形成に与える影響について、企業会計において会計基準に期待されている役割に注目して検討を行う。

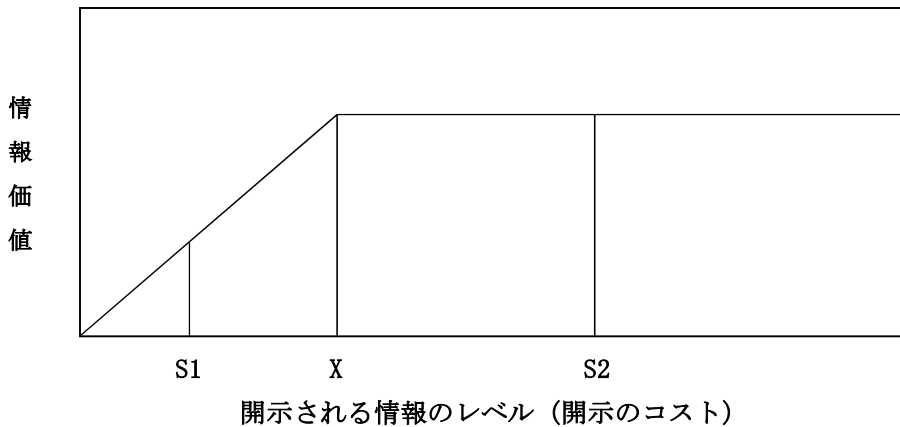
3 会計基準に期待される役割

A S B J [2006] によれば会計基準の役割は、情報の等質性を確保するのに当事者間の合意に委ねていたのではコストがかかるため、それを社会的に削減すべく、標準的な契約を一般化して会計基準が形成されるとしているとされている（A S B J [2006] 第1章par 6）。斎藤 [2019] においても言及されているように、そもそも、証券市場において企業が資金調達を行おうとする場合、企業は、情報を積極的に開示して投資家との間に存在する情報の非対称性を軽減しようとするインセンティブを有している。もし、企業が情報開示を行わず、企業と投資家の間の情報の非対称性がそのままにされるなら、投資家は投資の意思決定においてその非対称性により生じるリスクを織り込み、高いリターンを要求するか、投資自体を行わないという決定を行うことになり、企業はその分だけ追加的な資本コストを負担する必要が生じる。企業側はその投資家との間の情報の非対称性に起因する資本コストの上昇を回避するために、自主的に情報開示を行おうとするインセンティブを有することになる（斎藤 [2019] P127）³⁾。

その結果、投資家は情報開示が自身の期待する水準で行われている企業に対して（企業の側から見て）相対的に有利な条件で投資を行うことになる。この関係性を考えれば、会計基準や各種の開示規制があろうがなかろうが、企業は投資家に対して適正な情報開示を行うことになる。しかしながら、A S B J [2006] でも言及されているように、投資と情報のやり取りを個別の当事者間（企業と投資家）の合意に任せていたのでは、適正な情報がやり取りされるまでに時間がかかることに加えて、その情報の信頼性を確認するのに時間がかかり社会的なコストを生じさせることになる。その社会的コストを削減するために会計基準は存在している。誤解を恐れずに、ざっくりばらんな表現をお許しいただければ、会計基準の存在意義は社会的に見て、「無くても良いが、あると便利なもの」と整理できるかもしれない⁴⁾。

問題はその会計基準により提供される情報のレベルをどの水準に設定するかである。例えば、会計情報を作成するためのコストとそこから生じる情報価値の関係について以下のように考えることができる。

図1 当事者が得る情報価値と開示のレベルおよびコストとの関係



古市〔2023〕をもとに本稿の論点に合わせて加筆修正して作成

図1は開示される情報のレベルとその場合に生じる情報価値の関係を極めて単純化して示している。

図中の横軸は情報開示のレベルを示しており、右に行くほどそのレベルが上がる、すなわち多くの情報が提供されている状態を示している。通常、開示のレベルを上げて情報量を多くしたり、より詳細な情報を作成すればその分だけ開示のコストも生じるため、開示のレベルと開示のコストは同じ軸に据えている。縦軸は情報開示が行われたことにより生じる情報価値を示している。一般的に、ある一定水準までは、開示のレベルを上げて（開示コストをかけて）情報開示を行えば、情報利用者にとって有用な情報が当事者間でやり取りされることになる。しかしながらある一定水準まで情報開示が行われると、情報利用者にとって有用な情報はすでに開示されているので、それ以上情報開示を行っても新たに情報価値を提供することは難しくなる。そうなるのと開示のレベルを上げても情報価値が新たに生じないということになる。曲線の変化はその関係を強調する形で表現している。

問題は会計基準としてどのレベルの開示を当事者に求めるかである⁵⁾。本稿において検討しているような非営利組織の会計基準を改正して、新たな基準に基づいて会計情報が開示される場合や、そもそも会計基準を新設して新たに情報提供を行おうとする場合、当事者に提供される情報に情報価値があるかを事前に把握することはできない。すなわち、最適な開示レベルが、開示を行うことにより情報価値を提供できる上限となるXで示したレベルである場合に、そのXを事前に知ることはできないので、最初からXに開示のレベルを設定することはできない。その場合、会計基準において要求する開示のレベルについて、図表1におけるS1もしくはS2のいずれを選択す

るかを考えることができる。

この場合、S 2を選択すれば、XとS 2の差の分だけ情報価値を生じさせない部分のコストを当事者に負担させることになる⁶⁾。一方で、S 1を選択した場合に、当事者は自主開示により、追加的な情報開示（会計基準で要求されている以上の情報開示）を行うことにより、新たに獲得された情報価値のある情報をもとに必要な意思決定を行うことが可能になる。しばしば会計基準がミニマムなルールとして設定されるべきだと主張されるのは⁷⁾、この当事者が選択する合理的な行動に注目しているためであると考えられる。

斎藤〔2019〕で、会計基準は、「市場取引から生まれる私的な契約が社会的に標準化された結果にほかならない。」（斎藤〔2019〕P130）と述べられているように、会計基準は実際にやり取りされている情報が言わば、後に制度化されることで最適な水準の情報を当事者間に流通させることができる。上記の図1で言えば、会計基準をミニマムなS 1の水準に設定しておき、当事者の間でそれを超える部分（図1で言えば右側の部分）に相当する情報が自主開示としてやり取りされるような状況になった場合にそれをXとしてルール化することに合理性が見いだせる。非営利組織の会計基準の設定においても、自主開示を含めて、当事者間で情報がやり取りされる誘因に注目した議論が重要になると思われる。

4 非営利組織の会計における当事者の合意と情報ニーズ

非営利組織の会計制度においても、企業会計の場合と同様に当事者間のやり取りが標準化する形で会計制度が構築されたと考えた場合に、従来から公益法人や学校法人を巡る制度及び会計基準において、いわゆる所轄庁による監督目的や、提供された資源に対するアカウントビリティの履行、法人の健全な運営に資するための情報を提供することを会計基準が重視していたことは、当事者（法人と所轄庁あるいは法人と既存の資源提供者）との関係を考えれば、一定の意義を見出すことができる。例えば、複数の先行研究においても指摘されているように公益法人会計基準は、公益認定制度との強い関りが意識されてきた。学校法人会計基準も当初はその経緯として、私学助成とその監督との関りの中で会計基準が設定されてきた⁸⁾。それは、主たる情報利用者となるステークホルダーと非営利組織の間で必要な情報がやり取りされてきた結果であると言える。

冒頭に述べた非営利組織の財務報告の目的の変化を考えた場合に、我が国の非営利組織制度及び会計制度の中で重視されるようになった潜在的な資源提供者や社会全体に対するアカウントビリティの履行という目的が、現状において当事者の間でどれだけ意識されているかという点である。例えば、夏吉〔2021〕は日本の場合、寄附者あ

るいは寄附市場が非営利組織に対してアメリカのようなモニタリングを行っていないという点を実証分析から指摘している。また馬場〔2021〕においては、アンケート調査の結果、寄附者は内部留保や団体財産、あるいは収益や利益が生じているかよりも、活動目的やミッション、将来の目標や活動の成果を重視する傾向が認められたことを指摘している（馬場〔2021〕P 31）。これらの先行研究が示していることを所与とすれば、現状の我が国においては、米国のように寄附市場が発達している訳では無いので、ステークホルダーの意思決定において会計情報が与える影響は限定的であるという可能性がある。その場合、潜在的な関係者も含めた、不特定多数の資源提供者に対して情報提供を行うという会計基準の目的設定は、会計基準の特質を、市場取引から生まれる私的な契約が社会的に標準化された結果と捉える企業会計的な会計基準の理解と異なる視点から行われているように思われる。

先行研究においてもしばしば指摘されているように、公益法人や学校法人の場合、その規模や業務の内容、それに関連した資金調達の方法は多様であり、不特定多数の潜在的なステークホルダーに対して充実した会計情報を提供することで資金調達等の運用においてメリットが生じるような法人も確かに存在する。一方で、限定的なステークホルダーに対して情報提供を行うことで十分、ミッションを達成することができる法人も存在する。すなわち先述の図表 1 における最適な開示レベルである X は法人の特質により異なるので、一律に決まる訳では無い。そのように考えるならば、会計基準が要求する開示レベルは、多くの公益法人や学校法人において共通して有用な情報を提供する必要のある主要な情報利用者⁹⁾を想定して当事者間の合意のためのコスト低減に役立つ会計基準を設定し、不特定多数の関係者を想定して資金調達を行うような組織については、自主開示により資源を獲得するのに必要な情報を提供する状況を想定する方が現実的な議論であると言える¹⁰⁾。

また、幅広いステークホルダーに対して情報提供を行うという目的設定は、業種業態固有の会計処理を可能な限り排して、分かりやすい会計情報の作成を目指すという議論に結び付きやすい。例えば、公益法人の会計に関する研究会〔2024〕においては、「ステークホルダーや法人運営を担う実務家が拡大・多様化していく中、これらの関係者が会計知識やバックグラウンドによらず法人の財務状況を理解できるだけ分かりやすい形で財務諸表が作成され、開示されることがますます重要となってくる¹¹⁾。公益法人制度や公益法人会計固有の考え方に必ずしも習熟していない者であっても基本的な会計知識を有していれば、公益法人の財政状態や活動成果を把握することができるよう分かりやすさと情報の調和のとれた財務諸表の体系を整理する必要がある」と指摘している（公益法人の会計に関する研究会〔2024〕P 2-3）。

ここで、問題となるのは、誰にとって分かりやすいかということが重要になる、公

益法人の会計に関する研究会〔2024〕では公益法人制度や公益法人会計固有の考えに習熟していないステークホルダーにとっても分かりやすい財務諸表の体系をもたらし公益法人の会計基準が目指されているが、これまで考えてきたように、会計基準は当事者間の合意とそこで発生する情報ニーズを満たすために整備されるものであると考えるならば、広く社会一般に対する情報提供を意識するあまり、当事者間において確保される必要のある「分かりやすさ」よりも直接的な情報ニーズを持たないステークホルダーの「分かりやすさ」を重視する考え方は、会計基準が果たす役割として妥当なものであるかについて検討の余地を残していると言える¹²⁾。

この点で従来の公益法人会計基準や学校法人が主たる情報利用者として関係する行政機関を想定し、これらの利害関係者が各種の行政上の判断に必要な情報を提供することを強く意識した会計基準の存在は、会計基準が持つ特質から考えて一定の意義があると言える。もちろん、そのような会計基準が設定されたとしても、社会全般に対して活動を報告することがその法人のミッションに照らして必要な場合や、不特定多数のステークホルダーからの資源の獲得を目指す非営利組織は、自主開示としてステークホルダーの情報ニーズを充足するための情報を開示することで文字通り自律的な運営を行うことができる。そのような状況が一般化して、我が国においても米国のように寄附市場が成熟して、市場において資金調達を行うことが一般的になった場合には、その時にやり取りされる情報についての取決めが標準化される形で会計情報として整備されることになるはずである。

5 むすびにかえて

本稿においては、これまでの監督目的を強く意識した会計基準からステークホルダーをより広く捉え、潜在的な資源提供者やいわゆるパブリックアカウンタビリティの観点から、社会全体に対して分かりやすい財務報告を行うという、公益法人や学校法人の会計制度における財務報告の目的の変容について企業会計におけるG A A Pとの比較を中心に検討を行った。とりわけ会計基準に本質的に期待されている役割や、非営利組織に関係する当事者間で合意されて共有される情報開示を行う誘因とそこで生じる情報ニーズという観点から幅広いステークホルダーに分かりやすい情報を提供するという目的設定の意味に注目した。

会計基準を社会的なコストの削減のために当事者間の合意が一般化されたルールであると捉えた場合に、そこで要求される情報開示のレベルはミニマムなルールとして設定され、それを超える部分について自主開示が促される状態が望ましいと言える。また、I F R Sでも指摘されているように、幅広いステークホルダーを主たる情報利用者として設定することは、会計基準に期待される機能を損なう可能性があり得る。

企業会計における上記の議論をもとに、我が国の非営利組織会計基準における財務報告の目的の変容は、企業会計において会計基準が発達してきた内容と微妙に距離感を生じさせている可能性を指摘した。すなわち、従来の監督目的を中心とする会計情報の作成・開示という目的設定は、非営利組織と主たる情報利用者である行政機関および既存の資源提供者との間での合意内容がルール化されたものであると言える。一方で、複数の先行研究が示しているように、寄附市場が未成熟で寄附者あるいは寄附市場が非営利組織に対して、モニタリングが行われていないという我が国において、潜在的な資源提供者や社会全体を幅広く情報利用者として想定するという変容の方向性が示されていることについては、実態に照らして議論の余地を残していると言える。現状の実務と乖離した会計基準を設定することは、会計基準の形骸化を招く可能性がある。とりわけ、幅広い情報利用者を想定し、非営利組織の制度や会計についての知識がないステークホルダーにも「わかりやすい」会計情報を提供するという目標設定は、このような問題を大きくする可能性がある。

非営利組織の会計基準の発展は、情報利用者にとって有用な情報を提供することを目指して行われるべきであり、このことに議論の余地は無いと言える。問題は誰にとって有用な情報を提供するかという問題であり、社会全体を想定した不特定多数の情報利用者にとっての「わかりやすさ」や非営利組織間の基準の統一の有無は必ずしも当事者にとって有用な会計情報を提供することにつながるとは限らない。

これらの検討を踏まえるならば、我が国非営利組織会計制度の発展において、会計基準に本来期待されている役割に注目して非営利組織制度会計の目的が設定され、それを達成するための財務諸表の体系や財務報告の仕組みが検討されていくことが望まれる。

-
- 1) しばしば指摘されるように、今回の会計基準の改正は、収支相償原則・遊休財産規制の変更による財務規律の柔軟化や自律的ガバナンスの充実、透明性の向上を目的に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律が改正されることと関連して行われている。
 - 2) 非営利組織の会計の目的について、資源提供者や社会全体をどのように捉えるかについては、黒木〔2013〕、古市〔2008〕等を参照。
 - 3) 証券市場において情報と資金のやり取りの関係については、川村〔2007〕等でもその関係性が整理されている（川村〔2007〕P60）。
 - 4) 言うまでもなく、本稿は会計基準の必要性を否定するものではなく、ましては既に存在する会計基準の廃止を主張しているわけではない。後述するように会計基準が社会において果たす役割は、どの水準で会計基準を設定するのが望ましいかの議論に示唆を与えるものになる。
 - 5) 情報開示のコストは非営利組織が直接的に負担することになるが、そのコストは組織の運営費用の一部となり、提供されるサービスの利用料や、運営費用を補助金で賄うために給付される補助金の額に反映されるため、最終的には当事者全体でそのコストを負担することになる。なお、証券市場における資金調達についても同じことが言える。開示コストを直接的に負担するのは企業側であるが、そのコストは株主の利益を減少させる要因となるため、結局は当事者全体でそのコストを負担することになる。

-
- 6) XとS2の差の部分は、言わば情報価値が無い情報を作成するために当事者にコストを負担させている状況になる。すなわち、そのような制度設計は当事者に利用されない情報を流通させることになり会計基準や開示制度の形骸化を招くことになる。
- 7) A S B J [2006] 第1章par 5を参照。
- 8) これらの非営利組織制度と会計基準の関係については、古市 [2021] においても論じた。
- 9) 多くの場合は補助金という形で継続的に資金提供を行ったり、各種の認定や税制優遇の観点から組織を監督することになる行政等がこれに当てはまる。
- 10) 図表1におけるS1に会計基準を設定することを意味する。
- 11) 下線は筆者
- 12) A S B J [2006] においては、情報利用者となる投資家について一定以上の能力を持った投資家を想定している(A S B J [2006] 第1章par 7)。そのように考えると公益法人の会計に関する研究会 [2024] が示している考え方は、企業会計のG A A Pの開発において想定されているのと異なる前提が置かれていることになると言える。

参考文献

A S B J [2006] 『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』

I A S B [2018] **Conceptual Framework for Financial Reporting**

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 [2024] 「報告書」

川村義則 [2007] 「財務報告の目的」 斎藤静樹編著『詳解討議資料財務会計の概念フレームワーク第2版』 pp58-68

黒木淳「非営利組織会計の現状と課題—会計の基本目的を中心に—」 大阪市立大学経営学会『経営研究』第63巻第4号、pp149-171

斎藤静樹 [2019] 『会計基準の研究 新訂版』 中央経済社

大学設置・学校法人審議会学校法人分科会 [2022] 「学校法人制度改革の具体的方策について」

内閣府公益認定等委員会公益法人の会計に関する研究会 [2024] 「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」

内閣府公益認定等委員会 [2024] 「公益法人会計基準」

夏吉祐貴 [2021] 「非営利組織の最高意思決定機関とパフォーマンスにかんする実証研究—公益法人を対象とした実証分析—」 『会計プロGRESS』 第22号pp17-31

馬場英朗 [2021] 「寄附者は財務情報のどこを視るか〜公益法人会計基準・公益認定への示唆〜」 『公益一般法人』 No1041、pp30-34

古市雄一郎 [2008] 「非営利組織の情報開示と資源の源泉の関係」 『非営利法人研究会誌』 第10号、pp107-116

古市雄一郎 [2020] 「非営利組織会計基準統一化についての検討と課題」 大原大学院大学『研究年報』 第15号、pp109-120

古市雄一郎 [2023] 「公会計情報の意義と今後の課題」 大原大学院大学『研究年報』

第17号、pp79-89

(ふるいち ゆういちろう・大原大学院大学 会計研究科教授)